

**一般社団法人茨木カンツリー倶楽部**  
**青少年国際交流助成事業基金規程**

(設 置)

第1条 スポーツ・文化交流事業推進の資金に充てるため、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成事業基金(以下「基金」という。)を設置します。

(積 立)

第2条 この基金の積立ては、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部からの茨木市への寄付に伴う出捐金及び基金の運用から生じる収益金等をもって充てます。

(管 理)

第3条 基金の管理、運営は、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成事業基金運用委員会(以下「委員会」という。)が行います。

2 基金運用委員会の組織及び管理に関し必要な事項は、会長が定めます。

3 基金に属する現金は、金融機関への預入れその他最も確実かつ有利な方法により保管しなければなりません。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金へ繰入れ、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部青少年国際交流助成事業に要する資金に充当します。

(委 員)

第5条 第3条に定める委員会の委員は、茨木市国際親善都市協会会則第11条第1項に規定する委員会委員をもって充てます。

2 委員会の委員長は、会長が指名する者とします。

(委 任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めます。

附 則

この規程は、平成6年(1994年)5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年(2008年)5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年(2010年)5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年(2014年)5月10日から適用します。

附 則

この規程は、平成28年(2016年)4月30日から施行し、平成28年(2016年)4月1日から適用します。